

令和6年6月
農業委員会議事録

開催日：令和6年6月25日（火）
場所：越谷市農業技術センター2階
研修室
開会時刻：午前 9時55分

越谷市農業委員会

1. 開催年月日 令和 6年 6月25日 (火)

2. 開催場所 越谷市農業技術センター 2階研修室

3. 農業委員出欠状況

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	三ツ木 宗一	出	8	豊田 佳樹	出
2	石塚 健造	出	9	小林 博	出
3	田口 勲	出	10	中島 満	出
4	坂巻 慎一	出	11	瀬尾 守	出
5	白鳥 みどり	出	12	金子 繁雄	出
6	山崎 保夫	出	13	小野寺 美佐子	出
7	荻島 元治	出	14	山崎 明美	出

4. 農地利用最適化推進委員出欠状況

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	小早川 久夫	出	8	飯高 進	出
2	川上 政己	出	9	齋藤 晃一	欠
3	今井 富士雄	出	10	鈴木 喜雄	出
4	林 信雄	出	11	川上 嘉夫	出
5	岡安 昇治	出	12	松沢 浩之	出
6	須賀 英夫	出	13	原田 正	出
7	高島 豊	出			

5. 出席者 事務局長 関根 正和
統括主幹 上原 誠
主任 小島 拓也

(説明員) 開発指導課長 田中 克尚
農業振興課統括主幹 加藤 武司
農業振興課主幹 小川 円香
農業振興課主査 石垣 智章

6. 議 事

① 議事録署名人の指名

② 議 案

第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可について

第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について

第4号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願いについて

第5号議案 農用地利用集積計画（案）の決定について

第6号議案 「地域農業経営基盤強化促進計画」（地域計画）に関する意見決定
について

③ 報 告

第1号報告 農地法第3条の3の規定による届出の受理について

第2号報告 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理について

第3号報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について

第4号報告 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

第5号報告 農地の改良に係る届出について

第6号報告 農地所有適格法人報告書の受理について

7. 議 長 越谷市農業委員会会長 金 子 繁 雄

8. 閉会時刻 午前10時53分

9. 会議の内容

局 長	<p>皆さん、おはようございます。定刻前ですけれども、皆さんおそろいになりましたので、始めたいと思います。本日は、お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。</p> <p>これより越谷市農業委員会会議を開会いたします。</p> <p>開会に当たりまして金子会長からご挨拶をお願いいたします。</p>
会 長	<p>おはようございます。暑い中ご苦労さまです。</p> <p>昨日は、越谷も35.7度ということで、栃木県の佐野ですか、36.8度と関東が全国で一番暑かったということです。今日も、昨日の天気予報だと35度近くまで上りそうだったのですが、今朝になったら何か晴れ間がなくなってきて、32、3度ぐらいで落ち着きそうな朝の天気予報でした。</p> <p>入梅も、平年だと6月7日に入るということですが、2週間遅れております。大体6月7日の入梅で45日から50日という7月25日頃が梅雨明けの平年値ということですが、梅雨に入るのが遅れても、上がりは大体同じぐらいということで、14日引きますと、大体35日というのが遅いときの今回の梅雨の期間だそうです。</p> <p>今朝もテレビのニュースでもやっていましたけれども、短期に集中的に降るとというのが梅雨入りの遅いときの特徴だそうです。線状降水帯というのが先月の会議の後、6月2日、3日頃、大雨降るのではないかと心配したのですが、こちらのほうはおかげさまで被害が出るような雨にはなりませんでしたが、今は、いつどこで大量の雨が短時間に降るか分かりませんので、お米に関しては水不足はないとは思いますが、大量に降るので、畑の人は畑の中に入れないということが、あるのかなと思います。</p> <p>ここのところ、曇っているときは25度近くで、晴れると35度近くまでいくので、なかなか体温調整も年取ってくると難しくなってくるので、体には十分気をつけていただきたいと思います。</p> <p>また、茨城のほうでもちょこちょこ小さい地震が起きております。</p>

何かここで半年休んでいた都市直下型の地震の会議を再開するという
ことですが、大雨と地震が重なり合ったら、かなりの被害があるのか
なと思っております。自然相手ですから、我々はどうにもなりません
けれども、越谷はちょっと大量に降るとすぐに水がはけきらないで水
位が上がります。ぜひ天気予報、特に雨については皆さん気にしなが
ら農作業に励んでいただければと思います。

話はまとまりませんが、冒頭の挨拶とします。よろしくお願いいたします。

局 長

ありがとうございました。

本日は全員出席でございますので、総会は成立しております。

なお、本日は第6号議案 「地域農業経営基盤強化促進計画」、い
わゆる地域計画に関する意見決定についての説明員として、農業振興
課の加藤主幹、小川主幹、石垣主査が同席しておりますので、ご報告
いたします。

それでは、越谷市農業委員会総会会議規則の規定により、金子会長
に議事の進行をお願いいたします。

議 長

ただいまより開催いたします。

まずは、本日の議事録署名委員ですが、総会運営申合せ事項により、
私から5番の白鳥委員、6番の山崎委員を指名いたしますので、よろ
しくお願いいたします。

それでは、第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可につ
いて、事務局より説明願います。

統 括 主 幹

議案書の1ページを御覧ください。

第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可について説明し
ます。

番号、譲渡人氏名、譲受人氏名の順に読み上げます。

それでは、1番の内容ですが、申請理由は営農拡張です。経営面積
は1万7,535平方メートルです。通作距離は0.4キロメートル、農機具
は完備しております。農業従事者は、譲受人含め3名です。

本件は、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件

の全てを満たしていると考えられます。

事務局からは以上です。

議長 長 ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を推進委員10番の鈴木委員よりお願いいたします。

10番推進委員 (鈴木委員) 1番の件について補足説明します。

6月17日に現地を確認しております。申請地の現況は畑で、適正に管理されておりました。許可申請の目的は営農拡張であり、事務局説明のとおり農業経営の状況、通作距離、農業従事者、所有する農機具等についても問題はありません。

以上、報告いたします。

議長 長 ありがとうございます。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

全員 員 なし。

議長 長 質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

[挙手全員]

議長 長 挙手は全員でございますので、原案のとおり許可と決定いたします。

それでは、第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について、事務局より説明願います。

統括主幹 議案書の2ページを御覧ください。

第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について説明します。

番号、申請人氏名の順に読み上げます。

それでは、1番の概要ですが、転用目的は住宅敷地の追認です。転用理由といたしまして、このたび現在住んでいる住宅敷地の宅地として使用している部分の地目が畑であることが判明いたしました。引き続き住宅敷地として使用することから、適法な土地にするための申請です。なお、令和6年5月9日付で、今後は法令を遵守する旨の顛末

書が提出されております。また、線引き以前からの利用状況につきましては、当時の航空写真にて確認しております。

本件の農地区分につきましては、申請地の周辺は集落介在が進んだ一団、10ヘクタール未満の第2種農地と判断され、代替性が認められませんので、立地条件に適合していると考えます。また、資力や信用性などの立地条件以外の基準につきましては、添付書類等により適当であると考えます。

事務局からは以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を瀬尾委員よりお願いいたします。

1 1 番 委員 1 番の件についてご説明いたします。

(瀬尾委員)

6月13日に現地確認しております。申請地の現況は宅地、転用目的は住宅敷地の追認であります。東側出入口部分を除いて周囲をブロック塀及び生け垣を設置してあることから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

全 員 なし。

議長 質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

[挙手全員]

議長 挙手は全員でございますので、原案のとおり許可相当と意見決定いたします。

続きまして、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についての1番から6番について、事務局より説明願います。

統 括 主 幹 議案書の3ページを御覧ください。

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定
についての1番から6番について説明します。

番号、譲渡人氏名、譲受人氏名の順に読み上げます。

それでは、1番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、借り人は現在市内の親族の住宅に夫婦で居住しておりますが、自己用住宅の建築を計画し土地を探していたところ、申請地は母親の所有する土地で、借り受けできることになりました。申請地は母親の住む住宅にも近く、今後お互い助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

なお、令和6年2月2日付で、自己用住宅として農用地区域から除かれています。

本件の農地区分は第1種農地ですが、農地法施行令第11条第1項第2号イの不許可の例外に当たり、農地法施行規則第33条第4号の住宅に該当するものと考えます。また、資金や信用性などの立地条件以外の基準につきましては、添付書類等により適当であると考えます。

続きまして、2番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市外の賃貸住宅に入籍予定者と2人で居住しておりますが、家財道具が増え手狭になり、十分なスペースが確保できる自己用住宅の建築を計画し土地を探していたところ、申請地は両親の住む実家及び叔父の住む住宅にも程近く、将来両親のサポート等、お互い助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

続きまして、3番の概要ですが、転用目的は貸し駐車場です。転用理由といたしまして、譲受人は昭和51年に市外に本店を置き、主に不動産の売買及び仲介業を営む法人です。申請地近くの住民や事業者等近隣エリアからの要望を踏まえ、新たに駐車場を計画し土地を探していたところ、申請地は本社にもほど近い場所で管理が容易で、土地所有者の同意が得られたので、申請に及んだものです。

続きまして、4番の概要ですが、転用目的は敷地拡張（資材置場）です。転用理由といたしまして、譲受人は昭和43年に市内に本店を置き、主に土木建築請負業を営む法人です。越谷市を中心に公共工事の

受注をしていますが、工事に必要とされる仮設資材の置場や本市より依頼を受けております水害、降雪時等の防災対策資材の置場が不足しているため、新たに資材を保管する資材置場を計画し土地を探していたところ、土地所有者の同意が得られたので、申請に及んだものです。

なお、令和5年6月28日付で、資材置場の敷地拡張として農用地区域から除かれています。

続きまして、5番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市内の賃貸住宅に夫婦で居住しておりますが、手狭になり自己用住宅の建築を計画し土地を探していたところ、申請地は住み慣れた場所で、妻の母親の住宅にも程近く、お互いの生活支援においても助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

続きまして、6番の概要ですが、転用目的は資材置場です。転用理由といたしまして、借り人は令和2年に市外に本店を置き、主に建築工事業を営む法人です。現在借りている資材置場の返却を迫られており、新たな資材置場を計画し土地を探していたところ、申請地は本社からも程近く、幹線道路へのアクセスもよい場所で、土地所有者の同意が得られたので、申請に及んだものです。

以上5件の農地区分につきましては、申請地の周辺は集落介在が進んだ一団、10ヘクタール未満の第2種農地と判断され、それぞれ代替性が認められませんので、立地条件に適合していると考えます。また、資力や信用性などの立地条件以外の基準につきましては、添付書類等により適当であると考えます。

事務局からは以上です。

議

長

ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を、1番について山崎委員、2番及び3番について瀬尾委員、4番について三ツ木委員、5番について坂巻委員、6番について荻島職務代理よりお願いいたします。

それでは、1番について、山崎委員よりお願いいたします。

6 番 委 員

1番の件について説明いたします。

<p>(山崎 (保) 委員)</p>	<p>6月12日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。東側出入口部分及び北側隣接宅地を除き、周囲に木柵を設置することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断します。</p> <p>以上、報告します。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>2番及び3番について、瀬尾委員よりお願いいたします。</p>
<p>1 1 番 委 員 (瀬尾委員)</p>	<p>2番についてご説明いたします。</p> <p>6月13日に現地確認をしております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅であります。西側出入口部分を除いて、周囲にコンクリートブロック及び地先ブロックを設置することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。</p> <p>以上、報告いたします。</p> <p>続きまして、3番の件についてご説明いたします。同じく6月13日に現地確認をしております。申請地の現況は田、転用目的は貸し駐車場であります。南側出入口部分を除いて、周囲にコンクリートブロックを設置することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。</p> <p>以上、ご報告いたします。審議のほどよろしく申し上げます。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>4番について、三ツ木委員よりお願いいたします。</p>
<p>1 番 委 員 (三ツ木委員)</p>	<p>4番の件について説明します。</p> <p>6月12日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は資材置場の敷地拡張です。拡張部分の周囲を既存資材置場と同様に鉄板による塀を設置することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。</p> <p>以上、報告します。ご審議よろしく申し上げます。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>5番について、坂巻委員よりお願いいたします。</p>
<p>4 番 委 員 (坂巻委員)</p>	<p>5番の件について説明いたします。</p> <p>6月13日に現地を確認しております。申請地の現況は田、転用目的</p>

		は住宅です。出入口部分を除き、周囲を既設及び新設コンクリートブロックを設置することから、隣接地に被害を及ぼすおそれはないものと判断いたします。
		以上、報告いたします。ご審議のほどよろしく申し上げます。
議	長	ありがとうございました。
		6番について、荻島職務代理よりお願いいたします。
7番委員		6番の件について説明いたします。
(荻島委員)		申請地の現況は畑で、転用目的は資材置場です。東側の出入口部分を除き、周囲に新設コンクリートブロック及びネットフェンスを設置することから、隣地に被害を及ぼすことはないとはないと判断いたします。
		以上、報告します。ご審議よろしくお願いいたします。
議	長	ありがとうございました。
		ただいまの説明について質疑はございませんか。
全	員	なし。
議	長	質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。
		続いて、採決を行います。
		原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。
		[挙手全員]
議	長	挙手は全員でございますので、原案のとおり許可相当と意見決定いたします。
		続きまして、第3号議案の7番から14番について、事務局より説明願います。
統括主幹		議案書の3ページから5ページを御覧ください。
		第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についての7番から14番について説明します。
		番号、譲渡人氏名、譲受人氏名の順に読み上げます。
		それでは、7番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市内の賃貸住宅に夫婦と子供2人、計4人で居住しておりますが、子供の成長に伴い手狭になり、環境のよい戸

建て住宅の建築を計画し土地を探していたところ、申請地は母親の住む住宅にも近く、将来母親に何かあったときなどすぐに駆けつけることができ、お互い助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

続きまして、8番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市内の賃貸住宅に夫婦で居住しておりますが、戸建て住宅の建築を計画し土地を探していたところ、申請地は実家にも程近く、将来父親に何かあったときなどすぐに駆けつけることができ、お互い助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

続きまして、9番の概要ですが、転用目的はごみ集積所です。転用理由といたしまして、譲受人は平成31年に市内に本店を置き、主に不動産業を営む法人です。住宅を建築するに当たり、地元自治会長より申請地付近にはごみ集積所がないため、新たにごみ集積所を設けるよう要望があったことから計画したところ、土地所有者の同意が得られたので、申請に及んだものです。

続きまして、10番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市外の賃貸住宅に夫婦と子供1人、計3人で居住しておりますが、子供の成長に伴い手狭になり、環境のよい戸建て住宅の建築を計画し土地を探していたところ、申請地は両親の住まいにも程近く、何かあったときにお互いすぐに駆けつけることができる最適な場所と考え、申請に及んだものです。

続きまして、11番の概要ですが、転用目的は駐車場です。転用理由といたしまして、譲受人は昭和50年に市外に本店を置き、主に貨物自動車運送事業を営む法人です。現在賃貸しております本社敷地内の駐車場は社屋建て替え計画により使用できなくなるため、新たに駐車場を計画し土地を探していたところ、申請地は本社にも程近く、土地所有者の同意が得られたので、申請に及んだものです。

続きまして、12番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市外の賃貸住宅に夫婦で居住しておりま

すが、自己用住宅の建築を計画し土地を探していたところ、申請地は妻の両親の住まいにも近く、将来親の介護等お互い助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

続きまして、13番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市内の賃貸住宅に夫婦と子供4人、計6人で居住しておりますが、子供の成長に伴い家財道具が増え手狭になり、十分なスペースが確保できる自己用住宅の建築を計画し土地を探していたところ、申請地は妻の両親の住まいにも近く、将来両親のサポート等お互い助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

続きまして、14番の概要ですが、転用目的は駐車場です。転用理由といたしまして、借り人は昭和34年に市外に本店を置き、主に一般貨物自動車運送事業を営む法人です。現在草加市柿木地区の大型物流施設内で事業を展開しておりますが、事業拡大に伴い従業員用の駐車場を新たに確保する必要が生じ土地を探していたところ、申請地は大型物流施設にも近く、土地所有者の同意が得られたので、申請に及んだものです。

以上8件の農地区分につきましては、申請地の周辺は集落介在が進んだ一団、10ヘクタール未満の第2種農地と判断され、それぞれ代替性が認められませんので、立地条件に適合していると考えます。また、資力や信用性などの立地条件以外の基準につきましては、添付書類等により適当であると考えます。

事務局からは以上です。

議 長

ただいまの説明に関連して現地調査の結果並びに補足説明を、7番から9番について白鳥委員、10番及び11番については私から説明いたします。12番から14番について石塚委員よりお願いいたします。

5 番 委 員
(白鳥委員)

それでは、7番から9番について、白鳥委員よりお願いいたします。

7番の件について説明します。

6月12日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。南側の出入口部分を除き、周囲に新設コンクリートブロックを設置することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断い

たします。

以上、報告いたします。

続きまして、8番の件について説明いたします。6月12日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。東側の出入口部分を除き、周囲に新設コンクリートブロックを設置することから、隣接に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

以上、報告いたします。

続きまして、9番の件について説明します。6月12日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的はごみ集積所です。東側の道路接続部分を除き、周囲に新設コンクリートブロックを設置することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

以上、報告いたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

ありがとうございました。

10番及び11番について、私から説明いたします。

10番の件について説明いたします。

6月14日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。東側は出入口部分を除き、周囲に既設コンクリートブロック及び新設コンクリートブロックを設置することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告いたします。

同じく11番の件についてご説明いたします。6月14日に現地を確認しております。申請地の現況は田、転用目的は駐車場です。西側は出入口部分を除き、周囲にコンクリートブロック及びネットフェンスを設置することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告します。ご審議のほどよろしく願いいたします。

続きまして、12番から14番について、石塚委員よりお願いいたします。

12番の件について説明します。

6月12日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的

議 長

2 番 委 員
(石塚委員)

は住宅です。西側出入口を除く周囲にコンクリートブロックを設置することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

以上、報告します。

続きまして、13番の件について説明します。6月12日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。北側の出入口部分を除き、周囲をコンクリートブロックで覆うことから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

以上、報告します。

続きまして、14番の件について説明します。6月12日に現地を確認しております。申請地の現況は田、転用目的は駐車場です。南側出入口部分を除き、周囲を新設コンクリートブロック及びフェンスを設置することから、周囲に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

以上、報告します。審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

全 員
議 長

ただいまの説明について質疑はございませんか。

なし。

質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

[挙手全員]

議 長

挙手は全員でございますので、原案のとおり許可相当と意見決定いたします。

統 括 主 幹

続きまして、第4号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願いについて、事務局より説明願います。

議案書の6ページを御覧ください。第4号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願いについて説明します。

番号、主たる従事者名、申出者名の順に読み上げます。

生産緑地法第10条の規定では、市の生産緑地に指定された農地について、主たる従事者の死亡等により、その農地を市へ買取り申出をす

る場合は、農業委員会の発行する当該証明書が必要となります。

それでは、1番の内容ですが、生産緑地に指定された土地の所有者であった●●●●様が令和●年●月●日に亡くなったため、申出人から、この生産緑地に係る農業の主たる従事者が●●●●様であったことの証明を求め、申請があったものです。

事務局からは以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を推進委員13番の原田委員よりお願いいたします。

13番推進委員 1番の件につきましてご報告いたします。

(原田委員)

主たる従事者は、令和5年12月3日に亡くなっていますが、生前、生産緑地の認定を受けていた当該申請地の主たる従事者であったことをご報告いたします。

また、去る5月31日に現地を確認いたしましたところ、当該買取り申出地の畑1筆はきれいに管理されておりましたので、併せてご報告いたします。

以上です。

議長 ありがとうございます。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

全議員 なし。

議長 質疑がないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

[挙手全員]

議長 挙手は全員でございますので、原案のとおり証明書を発行することに決定いたします。

続きまして、第5号議案 農用地利用集積計画(案)の決定についての1番については、議事参与制限のある案件でございます。農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、●は退席させていただきます。

職 務 代 理

議事進行については、荻島職務代理にお願いいたします。

ここで暫時休憩いたします。

(休憩時刻：午前10時33分)

(●番 ●●委員退室：午前10時33分)

(再開時刻：午前10時34分)

統 括 主 幹

休憩前に引き続き会議を開きます。

第5号議案の1番について、事務局から説明願います。

農用地利用集積計画の根拠法である農業経営基盤強化促進法が改正され、農用地利用集積計画は、法の本則からは削除されました。農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定により、令和5年4月1日の施行日から起算して2年を経過する日までは、従前の例により新たに定めることができることとされています。このため、施行日以前の旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の策定に当たり、農業委員会にご審議をお願いするものです。

議案書の7ページを御覧ください。

第5号議案 農用地利用集積計画（案）の決定についての1番について説明します。

番号、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、設定面積、期間の順に読み上げます。

面積は1,219平方メートル、再設定で、期間は3年です。

本件の計画案は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしていると考えます。

事務局からは以上です。

職 務 代 理

ただいまの説明について質疑はございませんか。

全 員

なし。

職 務 代 理

質疑はなしということですので、以上で質疑を終結いたします。

続いて採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

[挙手全員]

職 務 代 理

挙手は全員でございますので、原案のとおり決定いたします。

議長

ここで暫時休憩いたします。
(休憩時刻：午前10時36分)

(●番 ●●委員入室：午前10時36分)

(再開時刻：午前10時37分)

統括主幹

休憩前に引き続き会議を開きます。

第5号議案の2番について、事務局から説明願います。

農用地利用集積計画の根拠法である農業経営基盤強化促進法が改正され、農用地利用集積計画は、法の本則からは削除されました。農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定により、令和5年4月1日の施行日から起算して2年を経過する日までは、従前の例により新たに定めることができることとされています。このため、施行日以前の旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の策定に当たり、農業委員会にご審議をお願いするものです。

議案書の7ページを御覧ください。

第5号議案 農用地利用集積計画（案）の決定についての2番について説明します。

番号、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、設定面積、期間の順に読み上げます。

面積は462平方メートル、再設定で、期間は5年です。

本計画案は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしていると考えます。

事務局からは以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

全員

なし。

議長

質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

[挙手全員]

議 長

挙手は全員でございますので、原案のとおり決定いたします。

農 業 振 興 課

続きまして、第6号議案 「地域農業経営基盤強化促進計画」(地域計画)に関する意見決定について、農業振興課から説明願います。

越谷市農業振興課の加藤と申します。よろしくお願いいいたします。

それでは、私からは議案書の8ページ、第6号議案 「地域農業経営基盤強化促進計画」(地域計画)に関する意見決定についてご説明させていただきます。

本日、別紙で資料を配らせていただいておりますので、こちら4枚です。1点目、地域計画策定マニュアルと書かれたカラー刷りのもの、こちらは農林水産省が出している資料の抜粋となります。2点目は、「農業者や地域の皆様へ 地域計画(人・農地プラン)のご紹介」と書かれたこちらのチラシ。3点目が、表題に「地域計画」と書かれているホチキス留め2枚の書類となります。最後4点目、「目標地図(素案)」と書かれているカラーの地図、こちらの4点を使って説明をさせていただきます。

まず、地域計画につきまして、貴委員会への意見照会は今回が初めてとなりますので、議案の説明に入る前に、地域計画とはどのようなものなのかという概要について少しお話しさせていただきたいと思っております。

まず、こちらのマニュアルのほうを見ながら概要を説明させていただきます。1ページ目、人・農地プランから地域計画へということで、これまで地域の話合いにより地域農業の将来の在り方を示した人・農地プランをつくって実行してまいりました。しかし、今後高齢化や人口減少の本格化により、農業者の減少や耕作放棄地が拡大し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念される中、農地が利用されやすくなるよう農地の集約化等に向けた取組を加速化することが喫緊の課題となっております。

このため、こちらの1ページにもありますように、①番として人・農地プランを法定化しまして、地域での話合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化するための地域計画というものを定めまし

て、②番としまして、それを実現すべく地域内外から農地の受け手を幅広く確保しつつ、農地バンクを活用した農地の集約化等を進めるため、農業経営基盤強化促進法などの改正法が令和5年4月1日に施行されております。

これにより、地域での話し合いにより地域農業の将来の在り方を考えるとともに、農地1筆ごとにおおむね10年後の担い手を位置づけた地図、以降、目標地図と呼ばせていただきますが、こういったものをつくって、地域計画というものを策定するということが法定化されております。

次に、マニュアルの2ページ目です。地域計画策定・実行までの流れと書かれたページを御覧ください。まず地域計画を策定する対象区域は、市街化区域を除いた区域と定義されております。

ページ中段右側の緑色の枠線で囲まれたところが地域計画策定・実行までの流れとなりますが、まず地域の実情に応じて、担い手を中心とする受け手による話し合いの場、以降、協議の場と呼ばせていただきますが、この協議の場を市が設置し、協議いただいた結果を取りまとめて公表します。この協議の結果を踏まえて、農業委員会の皆様にご協力をいただき、目標地図の素案を作成いたします。それを基に、地域の協議が十分に行われ、担い手を位置づけた目標地図が完成した場合、地域計画（案）に関する関係機関への意見聴取を行い、2週間の縦覧公告の後、地域計画を策定、公告することとなります。

なお、各地域で協議を行ったものの協議結果がまとまらない場合や、十分な協議がなされていない場合などにつきましては、拙速に地域計画を定めようとするのは、地域計画の趣旨に照らし適切ではないということで、継続して地域で協議を行うことがこのマニュアルに規定もされております。

次に、マニュアルの3ページを御覧ください。関係機関の役割についてですが、まず越谷市が全体のマネジメントや担い手の協議の場の設置、地域計画の策定などの役割を担います。

農業委員会様の役割といたしましては、農地バンクへの貸付けの働

きかけなどの農地利用最適化活動、協議の場における農地の出し手、受け手の意向把握、情報提供、担い手の協議への協力、目標地図の素案を求めに応じて作成、上記を含めた意見の具申などとなっております。

なお、本日の議案は増林地区の集積事業地内の地域計画に関する意見照会となっておりますが、この地域につきましては、これまで地域で話し合いを進めた中で、集積事業の一環として担い手を配分しております。その他の区域につきましては、農用地区域、いわゆる青地を中心に、今後協議の場を設定していきたいと考えております。こちらについては、本会議の後に今後の進め方等について、農業委員、推進委員、特に青地エリアを担当している皆様に相談させていただきたいことがありますので、会議終了後に説明させていただきます。

また、こちらの2枚目のチラシにつきましては、地域計画の概要が載っておりますので、お時間のあるときに確認いただければと思います。

ここまでが、地域計画の概要になります。

ここからが、6号議案の議題であります地域計画に関する意見決定についてということで、地域計画と書かれたホチキス留めの資料を御覧ください。

こちら上段の地域名の欄に記載のありますとおり、増林地区の集積事業地内における地域計画の案となっております。集積事業の実施に向けて、既に地域における協議を実施済みであり、その協議結果を国が定める様式に落とし込んだものがこちらの資料となっております。

まず、大項目の1、地域における農業の将来の在り方のうち、(1)、地域計画の区域の状況についてですが、区域内の農用地等面積は28.3ヘクタールとなっており、田の面積は27.5ヘクタール、その他の面積は記載のとおりとなっております。

(2)、地域農業の現状及び課題につきましても、記載のとおりパイプラインの有利性を生かした水稻作を実施しておりますが、農業者の高齢化や後継者不足を背景といたしまして、将来的な担い手の確保

について懸念されている状況でございます。

このことを受けまして、(3)、地域における農業の将来の在り方につきましては、農地中間管理機構の活用や圃場の区画拡大等の基盤整備により作業効率性の向上、営農環境の改善を進め、地域外を含めた担い手への農用地の集積、集約化を図ることにより、優良農地の保全、有効活用を図ることとしております。

大項目2、農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標につきましては、将来の目標とする集積率を80%と設定しております。

次のページでございますが、大項目3、農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するために取るべき必要な措置につきましては、記載のとおり農地中間管理機構の活用や圃場の区画拡大などの基盤整備事業の実施により、農地の集積、集約化を図ることとしております。

大項目4、地域内の農業を担う者一覧につきましては、目標地図に位置づけられる農業者の一覧となっております。こちらは、地域の協議の中で担い手となる方々を調整をさせていただいております。

また、地域での協議の結果に基づき、農業委員会事務局に作成いただいた案を基に、担い手が位置づけられる農地を示した目標地図を作成いたしました。増林地区の集積事業地内では、こちらの色分けされている10名の方を中心に、農地の集積、集約化を図っていくということで計画をしております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議
全
議

長
員
長

ただいまの説明について質疑はございませんか。いかがでしょうか。
なし。

意見なしということですので、続いて採決を行います。

意見なしとしてよろしい方は挙手を願います。

[挙手全員]

議

長

挙手は全員でございますので、意見なしと決定いたします。

続きまして報告でございます。

事務局よりお願いいたします。

それでは、報告させていただきます。

議案書の9ページから10ページです。第1号報告 農地法第3条の3の規定による届出の受理について、4件の届出がありました。届出内容につきましては、記載のとおりです。

続きまして、議案書の11ページです。第2号報告 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理について、3件の届出がありました。届出内容につきましては、記載のとおりです。

続きまして、議案書の12ページから13ページです。第3号報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について、14件の届出がありました。届出内容につきましては、記載のとおりです。

第1号報告、第2号報告、第3号報告につきましては、添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決により届出を受理し、受理通知書を交付いたしました。

続きまして、議案書の14ページです。第4号報告 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、本件は農地の賃貸借契約の合意解約です。今回1件の通知がありました。内容につきましては記載のとおりです。

続きまして、議案書の15ページです。第5号報告 農地の改良に係る届出について、1件の届出がありました。内容につきましては、田畑転換です。

続きまして、議案書の16ページです。第6号報告 農地所有適格法人報告書の受理について、今回1件の報告書が提出されました。農地所有適格法人は、農地法第6条第1項の規定により、毎年事業状況等を農業委員会に報告しなければならないこととされており、農地法施行規則第58条第1項では、毎事業年度の終了後3か月以内に農業委員会に報告書を提出しなければならないこととなっております。1番の法人については、事業年度終了が2月末であり、令和6年5月21日付で報告書の提出がございました。農地所有適格法人たる要件を満たしているか否かを中島委員に確認していただき、適正であると判断されましたので、受理いたしました。

議	長	報告事項は以上です。
局	長	以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。慎重審議をいただき、誠にありがとうございました。
職	務	会長、ありがとうございました。
代	理	それでは、閉会に当たりまして、荻島職務代理からご挨拶をお願いいたします。
局	長	本日は、農業委員会へ出席、ご苦労さまでございました。天気が、今日はあまり晴れていませんけれども、暑い日がこれから続くと思いますが、体に気をつけて、また来月の農業委員会会議に出席をお願いいたします。
		本日はご苦労さまでした。
		ありがとうございました。
		本日の総会はこれにて閉会といたします。
		(閉会時刻：午前10時53分)

上記のとおり相違ないことを証するため署名する。

令和6年 6月25日

議 長

署名委員

署名委員